

防衛省訓令第10号

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令（令和5年政令第290号）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）を実施するため、装備品等秘密の指定等に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月12日

防衛大臣 木原 稔

装備品等秘密の指定等に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 装備品等秘密の指定等（第3条—第13条）

第3章 雜則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省における装備品等秘密の指定等に關し必要な措置を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「法」という。）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 官房長等　官房長、局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

(2) 契約締結者　契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の2第3項に規定する契約担当官をいう。）その他の防衛省の職員であつて、装

備品等契約（当該装備品等契約の主たる内容が装備品等秘密の保全であるものを含む。）の当事者である者をいう。

(3) 秘密　秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第2条第1項又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第2条第1項に規定する秘密（知識を除く。）をいう。

(4) 装備品等秘密文書等　装備品等秘密を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該装備品等秘密を化体する物件をいう。

(5) 米国秘密軍事情報　秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（第8条第3項第1号において「米国秘密軍事情報保護協定」という。）第1条（

a) に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したもの

(6) 北大西洋条約機構秘密情報 北大西洋条約機構から提供された情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（第8条第3項第2号において「北大西洋条約機構情報保護協定」という。）第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているもの

(7) 仏国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（第8条第3項第3号において「日仏情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したもの

(8) 豪州秘密情報 情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（第8条第3項第4号において「日豪情報保護協定」という。）第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したもの

- (9) 英国秘密情報　情報の保護に関する日本国政府と
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府
との間の協定（第8条第3項第5号において「日英
情報保護協定」という。）第1条aに規定する秘密
情報であって、グレートブリテン及び北アイルラン
ド連合王国政府から受領したもの
- (10) インド秘密軍事情報　秘密軍事情報の保護のため
の秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和
国政府との間の協定（第8条第3項第6号において
「日印秘密軍事情報保護協定」という。）第1条a
に規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政
府から受領したもの
- (11) 伊国秘密情報　情報の保護に関する日本国政府と
イタリア共和国政府との間の協定（第8条第3項第
7号において「日伊情報保護協定」という。）第1
条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国
政府から受領したもの
- (12) 韓国秘密軍事情報　秘密軍事情報の保護に関する

日本国政府と大韓民国政府との間の協定（第8条第3項第8号において「日韓秘密軍事情報保護協定」という。）第2条（a）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したもの

(13) 独国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府と
ドイツ連邦共和国政府との間の協定（第8条第3項
第9号において「日独情報保護協定」という。）第
1条（a）に規定する秘密情報であって、ドイツ連
邦共和国政府から受領したもの

(14) 瑞国秘密情報 防衛装備品及び技術の移転に関する
日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定
第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護
に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する
国防装備庁との間の取決め（第8条第3項第10
号において「日瑞情報保護取決め」という。）第1
項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国
政府から受領したもの

第2章 装備品等秘密の指定等

(指定等)

第3条 官房長等は、契約事業者に装備品等契約を履行させるため秘密を提供する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 契約事業者に提供する秘密の件名等
- (2) 装備品等秘密の提供の理由
- (3) 装備品等秘密の指定の有効期間
- (4) 当該装備品等秘密を提供する契約事業者の名称
- (5) 第8条第1項の規定による保全措置の適否
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る秘密を装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めるものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を第1項の規定により書面又は電磁的記録の案

を作成した官房長等に通知するものとする。

4 装備品等秘密の指定の有効期間（次条第2項の規定により延長した有効期間を含む。）は、第1項の秘密についての秘の指定期間を超えないものとする。
(指定の有効期間の延長)

第4条 装備品等秘密の指定に際し、前条第1項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した官房長等は、当該装備品等秘密の指定の有効期間を延長する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 装備品等秘密の指定の有効期間を延長する装備品等秘密文書等の件名等
- (2) 装備品等秘密の指定の有効期間を延長する理由
- (3) 延長後の装備品等秘密の指定の有効期間及びその満了する期日
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の

案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る装備品等秘密の指定の有効期間を延長するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定により装備品等秘密の指定の有効期間を延長したときは、当該有効期間を延長した旨を記載した書面を契約締結者を通じて関係契約事業者に交付し、防衛装備庁長官が別に定める方法により当該装備品等秘密の延長後の指定の有効期間を表示しなければならない。

(指定の解除)

第5条 装備品等秘密の指定に際し、第3条第1項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した官房長等は、装備品等秘密が指定の要件を欠くに至ったため当該指定を解除する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

(1) 装備品等秘密の指定を解除する装備品等秘密文書等の件名等

(2) 装備品等秘密の指定を解除する理由

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る装備品等秘密の指定を解除するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定により装備品等秘密の指定を解除したときは、その旨を契約締結者を通じて関係契約事業者に通知し、防衛装備庁長官が別に定める方法により当該装備品等秘密の指定の有効期間の表示を抹消しなければならない。

(記録)

第6条 保全責任者（省秘訓令第4条第1項又は秘序訓令第4条第1項に規定する保全責任者をいう。）は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合にあっては、必要に応じ、省秘訓令第39条第2項又は秘序訓令第40条第2項に規定する簿冊に記録するものとする。

(1) 装備品等秘密の指定若しくは指定の解除又は装備

品等秘密の有効期間の延長が行われた場合

- (2) 装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合
- (3) 装備品等秘密文書等の送達、回収、返却又は廃棄
が行われた場合
(装備品等秘密文書等の送達等)

第7条 防衛大臣は、契約事業者に対し装備品等秘密文書等を送達するときは、契約締結者を通じて行うものとし、その際、当該装備品等秘密文書等に別記第1号様式の表示を赤色で付さなければならぬ。ただし、表示を赤色で付すことができない場合には、他の色で付すことができる。

2 前項の表示は、文書又は図画についてはその右下（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）に、物件についてはその適当な場所にそれぞれ付さなければならぬ。ただし、やむを得ない場合には、他の場所に付すことができる。

3 防衛大臣は、装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するときは、契約締結者を通じて装備品等秘密指定

書（装備品等秘密文書等において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面をいう。）を当該契約事業者に交付するものとする。

（送達時の保全措置）

第8条 官房長等は、装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するときは、事前に当該契約事業者について厳密な調査を行い、装備品等秘密の保全上支障がないことを確認するものとし、装備品等秘密の漏えい等の危険を防止するため、契約条項に装備品等秘密の保全に関する規定を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の装備品等秘密の保全に関する規定は、特に支障のない限り、別記第2号様式の基準によるものとする。

3 第1項の装備品等秘密文書等に係る装備品等秘密が次の各号に掲げる情報に該当する場合には、当該各号に定める事項が、同項の契約事業者が定める秘密の保全に関する規則において確保されていることを確認す

るものとする。

- (1) 米国秘密軍事情報　米国秘密軍事情報保護協定第
16条に定める事項
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報　行政取決（北大西洋
条約機構情報保護協定第4条の規定に基づき作成さ
れた行政上の取決めをいう。）第14段落に定める
事項
- (3) 仏国秘密情報　日仏情報保護協定第14条に定め
る事項
- (4) 豪州秘密情報　日豪情報保護協定第7条に定める
事項
- (5) 英国秘密情報　日英情報保護協定第17条に定め
る事項
- (6) インド秘密軍事情報　日印秘密軍事情報保護協定
第16条に定める事項
- (7) 伊国秘密情報　日伊情報保護協定第16条に定め
る事項
- (8) 韓国秘密軍事情報　日韓秘密軍事情報保護協定第

1 6 条に定める事項

- (9) 独国秘密情報　日独情報保護協定第16条に定める事項
- (10) 瑞国秘密情報　日瑞情報保護取決め第16項に定める事項
- (下請負)

第9条　官房長等又はその指定した者は、関係契約事業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、その下請負者に装備品等秘密文書等を送達することについては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、許可することができる。

- (1) 当該下請負者に提供する秘密について第3条の規定による手続が行われたこと。
- (2) 当該下請負者が前条第1項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定を設けた契約条項が契約締結者との装備品等契約に含まれること。
- (複製等の手続)

第10条　装備品等秘密文書等が複製又は製作されたと

きは、速やかに第3条、第6条及び第7条の規定に準じて、装備品等秘密の指定等、記録及び送達等を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により契約事業者において別記第1号様式の表示を行う必要がある場合は、契約締結者又はその指定する者の立会いの下に行わなければならぬ。ただし、契約締結者又はその指定する者の許可を受けたときは、この限りではない。

(従業者に係る報告事項)

第11条 法第27条第3項の防衛大臣が定める事項は、装備品等秘密を取り扱う従業者の氏名、役職、国籍、勤務状況その他必要な事項とする。

(防衛大臣への報告)

第12条 官房長等は、装備品等秘密文書等の管理状況について、毎年度、防衛大臣に報告するものとする。

(装備品等秘密の指定等の様式)

第13条 装備品等秘密の指定等の手続に関する書類の

様式は、別に定めるものとする。

第3章 雜則

(協議及び協力)

第14条 官房長等は、装備品等秘密の指定等に関し、相互に協議し、調整するほか、協力するものとする。

(委任規定)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するに当たっては、省秘訓令第28条、第29条若しくは第30条又は秘庁訓令第29条、第30条若しくは第31条の規定は適用しない。

(委任規定)

3 この訓令の施行前に契約事業者に提供された秘密で

あって施行日後においても引き続き当該事業者に提供する必要のある場合の装備品等秘密に係る手続は、防衛装備庁長官が定める。

別記第1号様式（第7条関係）

3.6cm

| | |
|----------------|-------|
| 装備品等秘密 | 3.8cm |
| (指定の有効期間 年 月 日 | |
| から 年 月 日まで) | |

備考 やむを得ないとき又は不適当なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号様式（第8条関係）

装備品等秘密の保全に関する特約条項

（乙の一般義務）

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく装備品等秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより装備品等秘密の保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により装備品等秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は装備品等秘密の表示のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（送達）

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に送達するときは、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密指定書（当該特定資料又は当該特定物件において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面。以下同じ。）を添えて、送達するものとする。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 米国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものという。第6条第2項第1号において同じ。）
米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。）
NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものという。第6条第2項第3号において同じ。）
仏国政府

(4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものという。第6条第2項第4号において同じ。）
豪州政府

(5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものという。第6条第2項第5号において同じ。）
英国政府

(6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国

政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。) インド政府

- (7) 伊国秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第7号において同じ。) 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 (秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条(a)に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第6条第2項第8号において同じ。) 韓国政府
- (9) 独国秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第9号において同じ。) 独国政府
- (10) 瑞国秘密情報 (防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第10号において同じ。) 瑞国政府

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第3項の規定により防衛大臣に報告した装備品等秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会の下行わなければならぬ。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかつたものは、甲の指示に従い、装備品等秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に廃棄しなければならない。

(装備品等秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作し、甲からの指示があったときは、甲又はその指定する者の立会いの下、これらに装備品等秘密及び登録番号等の表示を付さなければならない。ただし、甲又はその指定する者の許可を受けたときはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

- (1) 米国秘密軍事情報 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED
- (3) 仏国秘密情報 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報 豪州政府
- (5) 英国秘密情報 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報 インド政府
- (7) 伊国秘密情報 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府
- (9) 独国秘密情報 独国政府
- (10) 瑞国秘密情報 瑞国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により廃棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における装備品等秘密の保全を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に装備品等秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、

届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた装備品等秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が送達した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

- 2 乙は、契約履行中であっても、装備品等秘密指定書に示されている装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、装備品等秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、原則として、毎月1回以上装備品等秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、装備品等秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、装備品等秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、別に定める装備品等秘密の保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、

調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、装備品等秘密の保全の手段等を記した書面又は電磁的記録を添え、甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省の契約締結者と装備品等秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。
- 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他装備品等秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する契約締結者との契約を要しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(装備品等秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、廃棄その他の必要な措置を講じなければならない。